

本市を含む県中医療圏（ほかに郡山市、田村市、岩瀬郡、石川郡、田村郡）の12市町村では、高齢者の暮らしを地域住民や関係機関などが連携して支える「地域包括ケアシステム」の一環として、高齢者などの退院後の在宅介護を支援する「県中医療圏退院調整ルール」により、医療と介護の連携に取り組んでいます。

地域包括ケアシステムの仕組みづくり

退院後に安心して 自宅へ戻れるように ～退院調整ルールが運用されています～

地域包括ケアシステム推進室 ☎(94)2162・県中保健福祉事務所保健福祉課 ☎(75)7808

退院調整ルールとは

県中医療圏内の病院から介護を必要とする高齢者などが退院する際に、必要な介護保険サービスを受けられ、安心して自宅へ戻ることができるよう、医療（病院）と介護（ケアマネジャー・市町村）が連携して支援していく仕組みのことです。

左の表のとおり、今年3月には圏内の28病院などが参加

● 県中医療圏退院調整ルール参加機関

平成29年3月現在

機関名	機関数
病院	28
居宅介護支援事業所	159
地域包括支援センター	31
訪問看護ステーション	46
小規模多機能型居宅介護事業所	39
市町村	12

※ケアマネジャー

介護保険制度で要介護者や要支援者からの相談を受け、その心身の状況に応じて、本人が自立した日常生活に必要な介護サービスなどの給付計画を作成し、ほかの介護サービス事業者との連絡、調整などを行います。

参加していません。県中医療圏内では、今後参加を呼び掛けていきます。

退院調整ルールの流れ

病院は、入院時からケアマネジャーと連携を図り、退院に向けて、話し合いや介護保険サービスの調整などを行います（図1）。

対象となる人は

入院前に介護保険サービスを利用していた人は、要介護・要支援に関わらず、全ての人を対象になります。

退院後、新たに介護保険サービスを利用する人は、病院から退院調整が必要と判断された人が対象になります。

介護保険サービスを利用できる人

私たちは40歳になると、被保険者として介護保険に加入します。介護保険サービスを利用できる人は次のとおりです。
65歳以上の人
寝たきりや認知症などで、

介護を必要とする状態（要介護状態）や、家事や身支度など日常生活に支援が必要な状態（要支援状態）になったとき
40歳から64歳までの人
初期の認知症、脳血管疾患などの老化が原因とされる病気で、要介護状態や要支援状態になったとき

自宅への退院をスムーズに進めるために

入院したらケアマネジャーに連絡しましょう

介護保険サービスを利用している人が入院したときは、できるだけ早く病院とケアマネジャーが連絡を取り合うことが大切です。入院したときは、担当のケアマネジャーに連絡をお願いします。



日頃から入院時セットの準備をしましょう

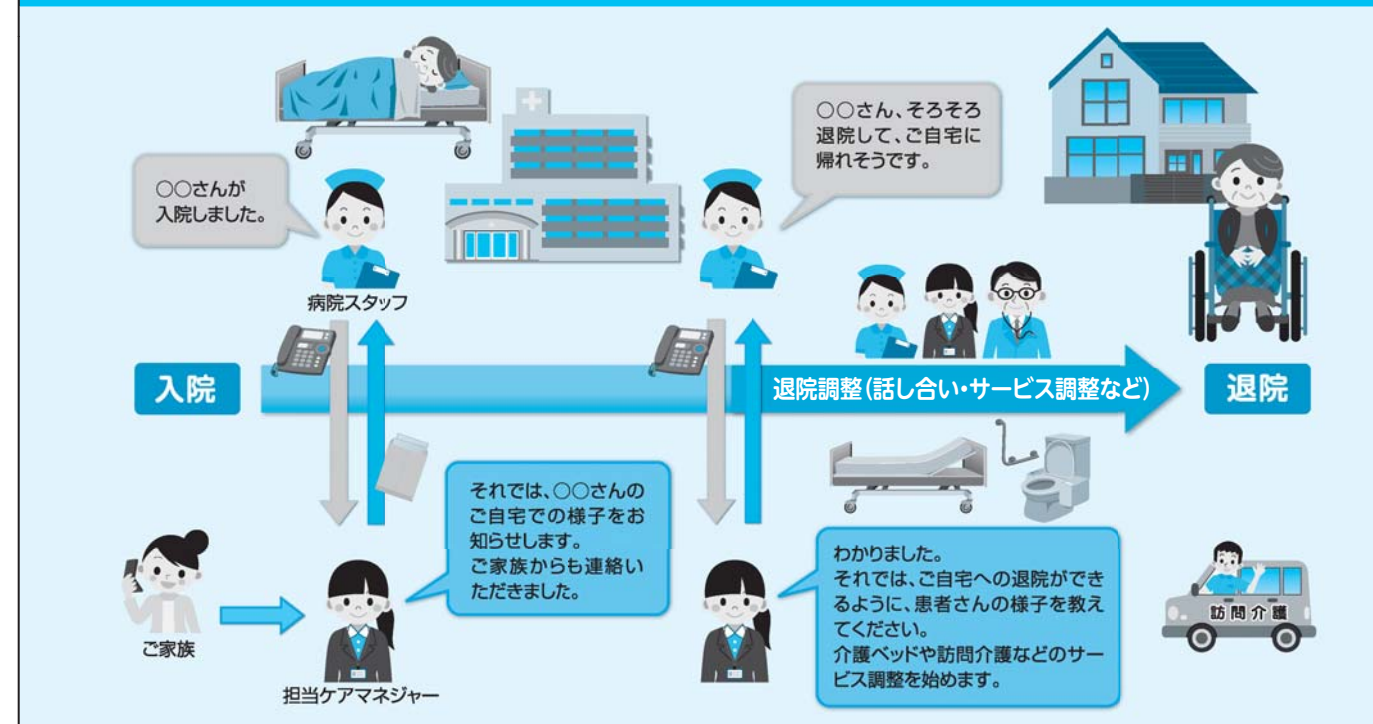
介護保険サービスを利用している人は、日頃から入院時セット（図2）を準備しておきましょう。急な入院で、ご家族がケアマネジャーに連絡できないときでも、病院が入院時セットを確認することで、ケアマネジャーに連絡しやすくなります。

また、地域の皆さんからも、本人やご家族にケアマネジャーに連絡したかどうか、声掛けなどのご協力をお願いします。

図2 備えておきたい入院時セット

①医療保険証 ②介護保険証 ③お薬手帳
④かかりつけ医療機関の診察券 ⑤担当ケアマネジャーの名刺

図1 退院調整ルールの流れ（介護保険サービスを利用している人の場合）



寝具クリーニングで清潔で快適な生活を

市では、市内在住の65歳以上の在宅高齢者で、寝たきりの人や寝具の衛生管理が難しい一人暮らしの人などを対象に、無料で寝具クリーニングを行います。

日常使用している寝具に限り、掛布団と敷布団から2枚以内、毛布2枚以内の合計4枚まで利用できます。

実施方法 委託業者が希望者宅から寝具を預かり、丸洗い・乾燥後にお届けします。

実施期間 9月～10月予定

申込方法 お住まいの地区の民生委員にお申し込みください。

※地区により申込締切日が異なります。

☎長寿福祉課 ☎(88)8116

貯水槽は日頃からの管理が大切です

3階建て以上の建物で、水圧が不足するときや一時的に大量の水を使うときは、配水管からの水を一旦受水槽にため、ポンプで屋上などにある高置水槽にくみ上げてから、各部屋に供給しています。この受水槽や高置水槽を、一般的に「貯水槽」と呼びます。

貯水槽の水質管理は、設置者や所有者が行うことになっています。安全で安心な水の確保のため、貯水槽を定期的に点検しましょう。

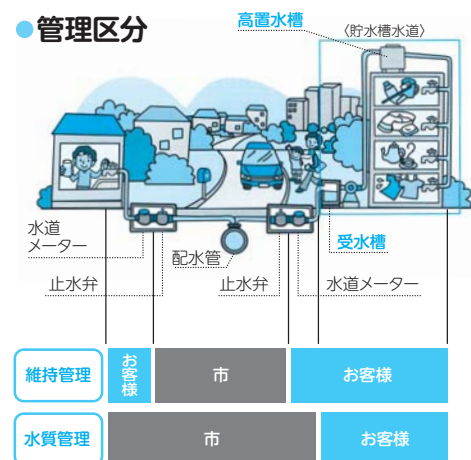
貯水槽給水から直結給水への変更

市では、3階建てまでの建物への直結給水が可能です。現在貯水槽を使用している建物でも、水圧・水量が確保できれば直結給水にできる場合があります。

直結給水に変更する際の条件などは、指定給水装置工事業者または水道施設課にお問い合わせください。

☎水道施設課 ☎(63)7131

●管理区分



- 貯水槽の清掃**
1年に1回以上、専門の清掃登録業者に清掃を依頼する。
- 貯水槽の点検**
水槽にひび割れがないか、汚水などに汚染されていないか、水槽内に異物の混入がないかなど、定期的な点検を行う。
- 水質検査**
各家庭の蛇口から出る水の水質検査を定期的に行う。異常があったときは、必要な水質検査を行い、安全を確認する。
- 残留塩素測定**
特に義務付けられていませんが、遊離残留塩素の測定を行う。0.1mg/ℓ以上あれば安心です。